

# 土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 大友 栄二

## 1 日 時

令和3年6月25日（金） 午後1時30分から  
午後2時25分まで

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席した委員の氏名

大友栄二、井上明夫、吉竹悟、阿部英仁、高橋肇、二ノ宮健治、荒金信生

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

吉村哲彦

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 島津恵造 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第58号議案のうち本委員会関係部分及び第69号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第60号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、第67号議案については、可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 令和2年度予算の繰越しについて、県営住宅の管理代行について及び「豊ちやく2021」についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (5) 県外所管事務調査について協議を行った。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課議事調整班	主査	阿南絵理
議事課議事調整班	主任	井上友香
政策調査課政策法務班	副主幹	安達佑也

# 土木建築委員会次第

日時：令和3年6月25日（金） 13：30～

場所：第1委員会室

## 1 開 会

## 2 土木建築部関係

13：30～14：50

### (1) 合議議案件の審査

第 60号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(付託委員会：総務企画委員会)

第 67号議案 大分県産業振興条例等の一部改正について

(付託委員会：商工観光労働企業委員会)

### (2) 付託案件の審査

第 58号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第6号）

(本委員会関係部分)

第 69号議案 工事請負契約の変更について

### (3) 諸般の報告

①令和2年度予算の繰越しについて

②県営住宅の管理代行について

③「豊ちやく2021」について

④「大分県新広域道路交通計画」の策定について

⑤港湾整備事業等にかかる特別会計の経営戦略について

⑥大分空港海上アクセス整備事業における用地取得について

### (4) その他

## 3 協議事項

14：50～15：00

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**大友委員長** ただいまから、土木建築委員会を開きます。

本日は委員外議員として吉村議員に出席いただいています。

まず、審査にさき立ちまして、執行部から発言をしたい旨の申出があったので、これを許します。

**島津土木建築部長** 大友委員長をはじめ、土木建築委員の皆さま方におかれては、平素から土木建築行政の推進に向け、懇切丁寧な御指導をいただいていることに、改めて深くお礼申し上げます。

さて、令和2年7月豪雨災害からまもなく1年を迎えることとなります。発災以降、土木建築部一丸となって応急対応及び本格復旧の進捗に努めてきましたが、5月末で7割を超える箇所に着手したところです。引き続き、一日も早い復旧に向け、全力で復旧事業の進捗に努めます。

こうした中、報道等で既に御案内のことと存じますが、昨日、津久見市内で土砂崩落が発生しました。経過としては、昨日の午前9時47分に住民から崩壊の一報があり、津久見市長が11時20分に付近の68世帯133人に対し避難指示を発令しました。

県では、臼杵土木事務所の職員が即座に現地へ駆けつけるとともに、本庁からも砂防課長を派遣し初動調査の指揮を執らせました。あわせて、ドローンによる測量や、地質調査を行うため、それぞれの専門家を手配し、調査を実施しました。法面崩壊は、高さ約60メートル、幅約13メートルの範囲で発生しています。降雨が観測されていない中での崩落原因にはにわかには特定し難く、今後の詳細調査を待つ必要がありますが、現時点では長年の岩盤の風化によるものと推測されます。幸い、人的な被害はありません。また、家屋等への直接的な被害もありません。初動調査の結果も踏まえ、津久見市長が

昨日18時20分に7世帯12人への避難指示へと切り替えています。応急対応としては、昨日大型土嚢の設置を行ったところであり、夜間の監視用にライトの設置も行った上で、警察と消防による定期的な監視が行われています。本日から、法面崩壊の進行を確認する伸縮計や法面全体を監視するカメラの設置を行うとともに、以降、詳細に調査を進めながら、さらなる応急対応及び本格的な対策工事の検討を速やかに進めます。津久見市の土砂崩壊の概要については以上です。

さて、今回、土木建築部からは、中津日田道路の債務負担行為の補正に関する予算議案、県道古江丸市尾線（仮称）1号トンネル工事の変更契約に関する議案、法令改正に伴う条例の規定の整備に関する議案など、計4件の議案を上程しています。

これに加え、令和2年度予算の繰越しなど、計6件の報告をします。何とぞ、慎重な御審議の上、御賛同いただくようお願いいたします。

**大友委員長** それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、総務企画委員会から合い議のあった第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**中園建築住宅課長** 第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の改正について御説明します。

委員会資料の1ページをお開きください。

資料の1に記載のとおり、本年4月1日に改正された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律では、省エネ性能適合性判定の審査

対象建築物が拡大され、面積区分の新設がなされたことから、令和3年第1回定例会において、手数料の条例改正を行いました。

次に、資料の2にあるように、条例では、別表第3の備考欄にエネルギー消費性能等の言葉を定義するため、法律の第2条第2号及び第3号を引用しています。

今回の法律改正では、資料の3に示すとおり、同法の第2条に第2項が追加されたため、現在引用しているエネルギー消費性能等を定義している名称が法第2条第2号等から法第2条第1項第2号等に変更となったことから、関連する部分も含めて規定の整備を行うとともに、都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の項についても、法第2条第2号を引用している部分があるため、同様に整備を行うものです。

なお、手数料の算定やエネルギー消費性能等の定義自体に変更はありません。

施行期日については、公布の日からとしています。

**大友委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 委員外議員の方は質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 別に御質疑等もないので、第60号議案について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、商工観光労働企業委員会から合議のあった第67号議案大分県産業振興条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**釘宮公営住宅室長** 議案書の35ページをお開

き願います。

第67号議案大分県産業振興条例等の一部改正についてです。

この議案は、いわゆる過疎法が新たに施行されたこと等に伴う規定の整備を行うもので、関係する条例を一括して提出しています。このうち議案書38ページにある第4条が、土木建築部が所管する大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正となっています。本条例の改正の内容について、委員会資料の2ページで御説明します。

この条例は、1の条例の概要にあるとおり、公営住宅法等で定めるところによるほか、県営住宅等の設置及び管理に関して必要な事項を定めたものであり、県営住宅の名称や位置、整備基準、入居者の資格などについて規定しています。

その下に、参考として入居者の資格に関する規定を抜粋しています。条例第6条第1号では現に同居し、又は同居しようとする親族がいることを入居の要件として規定していますが、附則第8項において過疎地域自立促進特別措置法で規定されている地域等にある県営住宅の入居者については、条例第6条第1号に規定する同居又は親族の要件を具備する者とみなすこととしています。

次に、2の改正の理由ですが、時限立法であった旧過疎法が令和3年3月末で失効し、新たに新過疎法が施行されたことから、さきほど御説明した附則第8項の文言の一部を改めるものです。なお、(1)のとおり、新過疎法では過疎地域の要件等が見直されており、本県では、旧野津原町、旧佐賀関町が非過疎地域となるなどの変更があります。

ただし、(2)にあるとおり、入居者の資格については、引き続き、過疎地域における若年世代の定住促進を図る観点から、変更しないこととしています。

具体的には、3の改正の内容に記載しているとおり、左側に記載した改正前附則第8項の下線部分の文言を、右側の改正後の下線部分のとおりに改めるものです。

最後に施行期日ですが、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしています。

**大友委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 委員外議員の方は質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 別に御質疑等もないので、第67号議案について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに決定しました。

次に、付託案件の審査を行います。

第58号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**種蔵道路建設課長** 第58号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第6号）債務負担行為の補正について御説明します。

お手元の議案書8ページをお開きください。

また、委員会資料の3ページに詳細を記載しているので、あわせて御覧ください。

まずは、1の事業箇所を御覧ください。

本議案は、中津日田道路のうち、中津市山国町守実から日田市大字三和で整備を進めている日田山国道路における（仮称）1号トンネル避難坑工事に係る債務負担行為の期間変更についてです。

次に、2の工事概要を御覧ください。

避難坑とは、図の赤色で示すように本坑とは別に設ける避難用のトンネルであり、トンネル内の火災等、緊急時に使用します。通常のトンネルより小規模な断面で、延長も長く、県内においても施工事例のない特殊な工事となります。

今年度、延長2,937メートルの避難坑を中津側と日田側の二つに分割して発注する予定です。

次に、3の変更事項を御覧ください。

今年度の発注が可能となるよう、道路トンネル非常用施設に係る基準の改定を踏まえて、地質調査や設計を進めながら、九州内での国の避難坑工事の実績を調査し、今年の3月議会において令和8年度までの債務負担行為の承認をいただきました。しかしながら、その後、入札手続に向けて必要な建設会社が想定する工期や施工単価等の把握を行うため、昨年度の設計結果を示し、複数の会社から見積りを徴収したところ、施工実績に基づいて設定していた工期と差異がありました。

そこで今般、発注に必要な工期を確保するため、債務負担行為の期間の最終年度を令和8年度から令和10年度に変更することについて、承認をお願いするものです。

なお、金額については変更ありません。

**大友委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**井上副委員長** この前、議案説明会でも少しお尋ねしましたが、日田山国道路の工期は令和9年度になっていますね。ここで避難坑が10年ということは、全体の工期がはっきりと決まるのは、いつ頃になるのでしょうか。

**種蔵道路建設課長** まず、県で公に示しているスケジュールについてですが、いつまでの供用というのは、実は国の事業も県の事業も示すことができません。予算の状況等にもより、スケジュール、見込み、今後の展開については事業評価において示しています。

本件は、避難坑という非常に大きな工事なので、工期が延びることはありますが、それを鋭意短くなるように精査しています。今後、事業評価があるので、その際にスケジュールの見通しを示したいと考えています。

**井上副委員長** それは分かりました。

以前は3千メートル以上のトンネルに避難坑が必要でしたが、令和元年でしたか、法律が変

わって、一定以上の交通量があれば、何メートル以上のトンネルという条件はなくなったんですね。日田山国道路はあと五つありますよね。全部それに該当することになりますか。

**種蔵道路建設課長** 交通量によって変化していく基準になっており、約1キロメートル程度のトンネルに適用されます。全てのトンネルに適用されるわけではなく、1キロメートルを超えるトンネルに適用されます。

**大友委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 委員外議員の方は質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** ほかに御質疑等もないので、第58号議案について採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第69号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

**種蔵道路建設課長** 第69号議案工事請負契約の変更について御説明します。

資料の4ページをお開きください。

本議案は、佐伯市蒲江の県道古江丸市尾線において、令和元年10月3日に平和・風戸特定建設工事共同企業体と契約しました、延長556メートルの仮称1号トンネル工事を含む施工延長740メートルの工事請負契約について変更するものです。

本案件については、令和3年第1回定例会の常任委員会において、諸般の報告にて約700万円の増額になる見込みであることを説明しましたが、内容が確定したので、改めて御説明します。

工事の変更内容について説明します。資料の5ページを御覧ください。

まず、1の支保パターン等の変更による減額

と2の小割り土量の増による増額についてです。トンネルの掘削時に硬質な岩盤層が出現したため、鋼製支保工が一部不要となった一方で、岩石の塊が大きくなり、盛土として利用するのに必要な小割り作業が増加しています。

また、3の週休2日補正による増額についてです。受注者が本現場において4週6休で工事を履行したことが確認できたため、大分県週休2日施工工事実施要領に基づき、必要経費を増額するものです。

資料4ページにお戻りください。

右下の欄に記載されているとおり、契約金額は、当初14億6,978万5,284円に対し、変更14億7,675万円となり、696万4,716円増額するものです。

**大友委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 委員外議員の方は何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 別に御質疑等もないので、第69号議案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①と②の報告をお願いします。

**渡辺土木建築企画課長** 令和2年度予算の繰越しについて御報告します。

資料の6ページをお開きください。

令和2年度から3年度への繰越しについては、繰越限度額を2年第3回定例会、2年第4回定例会並びに3年第1回定例会で、御承認をいただきました。

その限度額については、一般会計と特別会計を合わせて、表の右下、太枠で囲んでいる合計欄にあるとおり、870億2,850万円とな

っており、前年度に比べ、約371億円の増となっています。

これは、一般会計と特別会計を合わせた令和2年度の最終予算が、7月豪雨災害による災害復旧費や5か年加速化対策による国の補正予算を積極的に受け込んだことなどにより、令和元年度の最終予算と比べると、約446億円の大幅な増額となったことが大きな要因です。

その確定額については、その下にあるとおり、700億2,230万9千円となっており、限度額に占める確定額の割合は80.5%となっています。

これは、繰越しの早期承認を活用した工事着手時期の前倒しを行うことなどで、事業の進捗を図ったものです。

なお、繰越しの主な要因としては、工事用の仮設道路や水質汚濁防止対策など工事計画に関する地元の調整、また、用地取得に関する相続や代替地の協議などによるものです。

今後も引き続き、施工時期の平準化を図りながら、事業の執行に鋭意努めていきたいと考えています。

**釘宮公営住宅室長** 県営住宅の管理代行について御報告します。

資料の7ページを御覧ください。

県営住宅の管理代行が今年度末に更新時期を迎えることから、次期管理の方針等について御報告します。

まず、1の県営住宅の管理の現状ですが、県営住宅及び共同施設の管理は、大分県住宅供給公社が平成18年度から指定管理者として管理した後、平成26年度からは、入居者サービス向上などの観点から、公営住宅法第47条の規定に基づく管理代行による管理を行っています。

次に、2の指定管理と管理代行の違いについてですが、管理代行では、指定管理者で行える業務に加えて、管理権限の行使を伴う入居者の決定や各種承認なども行うことが可能となっています。

そのため、次の3の管理代行導入による効果の(1)に記載しているとおり、事務処理の迅速化やワンストップ化が図られ、事務処理日数

の短縮化につながっています。

また、(2)ですが、入居者サービス向上のため、単身高齢者等への見守り訪問を実施しているほか、マイナンバーの提出による収入申告手続等の簡素化も推進しています。

さらに、使用料収入の現年度収納率については、(3)に記載のとおり管理代行導入前の平成25年度の99.66%から、令和元年度には99.98%と高水準を達成しており、同収納率は全国第2位となっています。

次に、資料の右上、4の住宅供給公社による公営住宅の管理状況ですが、公社は、県営住宅に加えて大分市、別府市など計10市の市営住宅の管理も受託しており、その管理戸数は、県営を含めると県内公営住宅の約8割となっています。

こうした一体的な管理によって、県営・市営の窓口の一本化による総合的な情報提供が可能となり、災害発生時の被災者への住宅支援などの対応がスムーズに行われてきました。

次に、5の次期管理の方針についてですが、さきほど説明した管理の現状などを踏まえて、令和4年度から令和8年度までの5年間、引き続き、大分県住宅供給公社への管理代行を継続したいと考えています。

また、6の次期管理代行の目標指標についてですが、これまでは県営住宅の家賃収納率のみを目標としていましたが、次期からは収納率99.96%以上の維持と、利用者満足度を令和8年度までに91%以上に向上させるという二つの目標指標を設定します。

最後に、7の今後のスケジュールについてですが、管理代行に係る委託料について、第3回定例会で債務負担行為予算案を御審議いただく予定としているので、よろしくお願ひします。

**大友委員長** ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

**二ノ宮委員** 7ページの次期管理代行の目標指数の2番が新たに入っていると思います。利用者満足度調査はもちろんアンケートだと思えますが、どういう方法で実施しているのか、内容等についてももう少し詳しく聞きます。

**釘宮公営住宅室長** 利用者満足度調査についてですが、県営住宅の管理は、管理代行という取扱いで、一般的な指定管理と同じような取扱いです。つまり、指定管理者ないし管理代行者を評価することから、管理代行者である住宅供給公社に対する満足度を調査するもので、入居者が住宅供給公社の窓口に行ったとき、窓口職員の対応等はどうだったかとかをアンケートで回答いただく取扱いにしています。

**二ノ宮委員** 住宅そのものの住みやすさとかは余り関係ないですか。

**釘宮公営住宅室長** この利用者満足度調査は、あくまでも管理代行者である住宅供給公社に対する入居者の評価をアンケートで集めているもので、実際に入居している設備がどうかとかの評価とは別のものになっており、この調査の結果、住宅供給公社が入居者に対してどれだけ満足感等を与えているかといったところを見て評価していくものです。

**大友委員長** 委員外議員の方はありますか。

**吉村委員外議員** 1点お願いがあります。

私の地域には非常に古い県営住宅があり、利用者から住み替えの御相談もたくさんあります。その中で、住宅供給公社の方が一つ一つ丁寧に対応されていますが、職員によって多少知っている内容が違っていると言うか、答える内容が違うようで、あっちではこう言われたけど、別の人に聞くとこう言われた、実際は入れるじゃないという話が、昨年からコロナの関係もあるかと思いますが、非常に多くなってきました。きちっとした説明ができる指導体制もあわせてお願いできれば、さきほどの利用者満足度の部分でも貢献できるかと思うので、ぜひよろしくお願いします。これは要望です。

**大友委員長** 要望ということでよろしく申し上げます。

ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** ほかに御質疑等もないので、次に、③と④の報告をお願いします。

**種蔵道路建設課長** 豊ちゃく2021について御報告します。

資料の8ページをお開き願います。

豊ちゃく2021は、今後5年間の道路の開通目標を公表することにより、職員の事業進捗管理意識の徹底及び県民への説明責任向上などを目的に平成16年度から実施している取組です。

まず、上段の表、豊ちゃく2020の達成状況を御覧ください。

令和2年度は、49区間19.3キロメートルの開通目標を掲げて、整備に取り組みました。

その結果、中津市の国道212号（中津日田道路：耶馬溪道路）の5.0キロメートル、日田市の国道212号（響峠バイパス）の2.4キロメートル、津久見市の国道217号（平岩松崎バイパス）の850メートル、大分市の高崎大分線（御幸工区）の160メートルなど、51区間19.4キロメートルが開通し、目標を上回ることができています。

続いて、下段の豊ちゃく2021の開通目標を御覧ください。

今年度も今後5年間に開通を目指す96区間34.8キロメートルについて、県民の皆さんに事業スケジュールや期待される効果を公表したいと考えています。

特に、今年度は、三重新殿線（秋葉内田工区）バイパス整備や中津高田線（今津工区）現道拡幅や色宮港木立線（大野西工区）歩道設置など、全体で39区間9.3キロメートルの開通を予定しています。

今後も事業進捗管理の徹底を図り、豊ちゃく2021に基づき、着実な事業の推進に努めます。

次に、現在、道路建設課において作業を行っている大分県新広域道路交通計画の策定について御説明します。

資料9ページを御覧ください。

大分県では、中長期的な道路ネットワーク構想として広域道路整備基本計画を平成6年度に公表しています。

計画は平成10年の見直し以降は改定されていませんが、現在、国が新たな計画の検討を行っていることから、本県の実情を踏まえ、大分

県版の計画を策定しています。

本計画の策定に関しては、第1回定例会及び4月の土木建築委員会において概要の報告をしました。その後、パブリックコメントを4月28日から5月28日までの1か月間実施しました。その後、県、国土交通省、NEXCO西日本で構成する大分県幹線道路協議会を開催し、必要な修正を行いました。

本委員会での報告を経て成案とし、公表します。

今後は策定した計画に基づいて、大分県内の広域道路ネットワークの整備を推進していきます。

**大友委員長** ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

**二ノ宮委員** 豊ちやく2021はどういう方法で知らせますか。例えば、路線はここからここまでとかいう丁寧なことを出すんですか。

**種蔵道路建設課長** すみません。付けている資料が概略で、ホームページに詳細に記載したものを公表することになっています。

また、後ほど打ち出したものを届けるので、御覧いただければ幸いです。

**大友委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** ほかに御質疑等もないので、次に、⑤と⑥の報告をお願いします。

**岸元港湾課長** 港湾整備事業等にかかる特別会計の経営戦略について御報告します。

資料の10ページをお開き願います。

初めに、項目1の経営戦略策定の背景についてです。

水道や交通、電気、港湾などの事業を行う公営企業等が、急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大などにより、今後、厳しい経営環境が予想されるため、国からの要請に基づき、経営の基本方針や大まかな収支計画など、公営企業等の特別会計の経営戦略を策定したものです。

経営戦略の策定により、経営基盤の強化や財

政マネジメントの向上を図り、将来にわたって住民生活に必要なサービスを安定的に提供します。

土木建築部では、この公営企業等に該当するものとして、大分県港湾施設整備事業特別会計と大分県臨海工業地帯建設事業特別会計の二つの特別会計があります。

資料の13ページのイメージ図を参照願います。

港湾整備事業では、水色の直轄事業や補助事業等で行う岸壁や泊地の整備にあわせ、中央部にある黄色の大分県港湾施設整備事業特別会計で埠頭用地や上屋等の整備を行っています。

また、オレンジ色にある大分県臨海工業地帯建設事業特別会計では、6号地など、工業用地等の土地造成から販売まで一貫して行いました。

資料の10ページにお戻り願います。

まず、項目2の大分県港湾整備事業経営戦略の概要についてですが、これは大分県港湾施設整備事業特別会計を対象としたもので、戦略の策定日は令和3年3月、策定の計画期間は令和3年度から令和12年度の10年間です。

経営の基本方針については、九州の東の玄関口としての拠点化戦略に基づき、人の流れと物の流れの拠点づくりを目標に港湾の整備を行います。具体的には、人の流れの拠点化としては、別府港や臼杵港などのフェリー航路の充実強化、物の流れの拠点化としては、大分港大在地区の基幹拠点化、港湾利用企業の誘致・集積、ポートセールスの推進を行います。

また、港湾施設の長寿命化への対応として、大分港荷役機械（ガントリークレーン2基）の延命化対応や更新、上屋や港湾管理事務所などの点検及び改修を行います。

11ページを御覧ください。

投資・財政計画（収支計画）についてですが、令和12年度までの収益的収支と資本的収支の収支計画を策定したものです。

上段の表の収益的収支、左側の区分欄を御覧ください。

収益的収入は主に料金収入で、表の右側の備考欄にあるとおり、港湾使用料が主なものとな

っており、新規要素に伴う増収を見込んでいます。

左側の区分欄にお戻りください。

収益的支出は主に営業費用その他で、表の右側の備考欄にあるとおり、指定管理委託費や維持補修費などです。

中段の表の資本的収支、左側の区分欄を御覧ください。

資本的収入は地方債の起債による収入です。資本的支出は建設改良費と地方債償還金で、建設改良費は表の右側の備考欄にあるとおり、港湾整備に係る費用や老朽化施設の長寿命化及び更新を行う費用などです。具体的には、大分港のRORO船新ターミナルや別府港フェリーターミナルの埠頭用地整備費、大分港の荷役機械（ガントリークレーン）の更新費などです。

下段の表の左側の区分欄の2段目、収支再差引④を御覧ください。

これは収益的収支の収支差引①と資本的収支の収支差引②と前年度からの繰入金③の合計となっており、令和3年度以降も黒字で推移する見込みです。

一番下の地方債残高（累計）を御覧ください。

令和10年度までは増加していますが、令和11年度以降は減少に転じる見込みで、理由は右側の備考欄にあるとおり、埠頭用地の整備や港湾施設の更新などの建設改良費の増減によるものです。

12ページを御覧ください。

次に、項目3の大分県臨海工業地帯建設事業経営戦略の概要についてですが、これは大分県臨海工業地帯建設事業特別会計を対象としたもので、戦略の策定日は令和3年3月、策定の計画期間は令和3年度から令和8年度の6年間です。

経営の基本方針は、令和元年度に大分県臨海工業地帯建設事業特別会計が保有する6号地C-2地区工業用地の未売却地（大分港大在西地区）を、RORO船新ターミナル用地などとして整備・活用するために大分県港湾施設整備事業特別会計へ所属換えしており、この土地代の計画的な分割収入を得ることで、（4）収支計

画の最下段、地方債残高（累計）の令和8年度欄がゼロとなっているように、地方債が完済となる見込みです。

なお、この経営戦略は、6月末頃に県ホームページでも公表する予定としています。

次に、大分空港海上アクセス整備事業における用地取得について報告します。

委員会資料の14ページを御覧ください。

大分空港海上アクセス整備事業について、今回の6月補正において、企画振興部から船舶購入と用地取得に必要な予算を18億3,072万9千円上程しています。

うち、大分市側発着地整備の用地補償費として7億7,828万6千円が計上されています。

用地取得などの発着地整備については、土木建築部が担当しており、現地の測量・設計及び地権者と用地取得に向けた条件協議等を行っています。

資料の下段を御覧ください。

今回、発着地の事業用地として取得を予定している土地は、おおむね赤枠囲みの部分の約2万5千平方メートルになります。

資料の上段右側を御覧ください。

今後のスケジュールですが、今定例会で予算の議決をいただけたら、大分市側発着地の用地取得について、7月上旬に大分県土地開発公社との委託仮契約を締結し、地権者の御理解がいただければ、8月中旬にも地権者との仮契約を締結したいと考えています。

今回の案件は、7千万円以上かつ1件2万平方メートル以上の土地の買入れにあたるので、県有財産条例に基づき、令和3年第3回定例会において、土地買入れの契約議案として上程したいと考えています。

**大友委員長** ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

委員の皆さま、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 別にないようですので、最後に、このたび御退職される種蔵道路建設課長から一言お願いしたいと思います。

**種蔵道路建設課長** 大事な時間をいただきありがとうございます。

まず、この2年間に感謝申し上げます。

国は事務所であっても、現場はなかなか遠いですが、県は現場が非常に近く、県職員の技術力の高さとか、緊急時の判断力の的確さを感じた2年間でした。

また、県議会の議員におかれては、それぞれの地域のためにという思いと、大分県全体の未来のためにというところ、そこを強く感じました。また、職員では見えにくいところもしっかりと見てくださり、非常にありがたいと感じた2年間でした。

大分県は県職員と県議会の議員が一緒になって県土づくりを進めており、非常に前向きな仕事のしやすいとても良い県だと思いました。

また、生活面でも充実しており、妻からはずっと大分がいいと要望を受けていましたが、残念ながら役目を終えることになり、妻からは叱られました。

また、開通式や着工式、非常に多かったです。そういったものを通じて、この職を経験した者たちの眼差しを感じ、これからは私もその応援団の一人としていられればと思います。

岐阜県の飛騨地方に天領の高山市があって、私はその出身です。後任は、現在、高山国道事務所で所長をやっている竹島という者です。県民のためになる仕事をと十分に言っているのです。よろしくをお願いします。

お時間をいただき、本当にありがとうございました。

**大友委員長** ありがとうございました。

引き続き、大分県の応援団として外からお力添えをお願いしたいと思うし、また、国でのお役が終わったら、ぜひとも大分県に帰ってきていただきたいと思います。

それでは、これをもって、土木建築部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

**大友委員長** それでは、内部協議に入ります。

閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、前回の委員会で協議いただいた県外所管事務調査の取扱いについてです。

現段階では、中止等の判断をするのは難しいので、引き続き状況を注視し、次の定例会で再度協議したいと考えていますが、御意見はありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友委員長** それでは、県外所管事務調査については、そのようにします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 別にないようですので、これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。